



最低賃金の廃止決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

奈良労働局一般公示第39号

奈良地方最低賃金審議会は、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、奈良県の区域内で木材・木製品製造業（他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）のうち割りばし製造業を除く。）若しくは家具・装備品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年11月10日までに、奈良地方最低賃金審議会（奈良市法蓮町387 奈良労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年10月20日

奈良労働局長 石崎 琢也

